

報道関係者 各位

令和 8 年 10 月 26 日 (月)
【照会先】
大分労働局労働基準部賃金室
室 長 高野 聡正
地方賃金指導官 徳部 典子
(電話) 097 (536) 3215 内線 640

最低賃金周知のための街頭啓発の実施について ～ 書道パフォーマンスで最低賃金改正の呼びかけを行います ～

大分労働局（労働局長 あきやまさき 秋山雅紀）は、本年度において改正された最低賃金の周知を図るため、令和 8 年 11 月 4 日に、下記のとおり、退勤途中の県民等に対してリーフレットの配布等の街頭啓発を実施します。

大分県最低賃金は、令和 8 年 11 月 1 日から、61 円引き上げとなる 1 時間 1,096 円に金額改正されました。

最低賃金の改正にあたり、これまで大分労働局では関係機関・団体等のご協力をいただきながら広報活動を行い、改正決定から 1 か月間に亘って周知を行ってきたところですが、本年度の最低賃金の引上げ額は 61 円と昨年度に引き続き大幅な引上げとなったことを踏まえ、発効後間もない 11 月 4 日に改めて周知を行うこととしたものです。

当日は、大分南高等学校書道部の皆様の書道パフォーマンスを行うとともに、大分労働局職員のほか、大分県等の職員、大分南高等学校書道部の皆様にご協力をいただいてリーフレット等を配布し、最低賃金遵守のお願いを行うこととしています。

記

- 1 日 時 令和 8 年 11 月 4 日 (水) 17 時 00 分から 17 時 40 分頃まで
当日のタイムスケジュールは、別紙の要綱参照
- 2 実施場所 ガレリア竹町ドーム広場
所 在 地 大分市中央町 1 丁目
- 3 街頭啓発の内容
大分県最低賃金が、1 時間 1,096 円に改正されたことを周知する。

《添付資料》

- 1 最低賃金周知のための街頭啓発要綱
- 2 大分県最低賃金リーフレット

最低賃金周知のための街頭啓発要綱



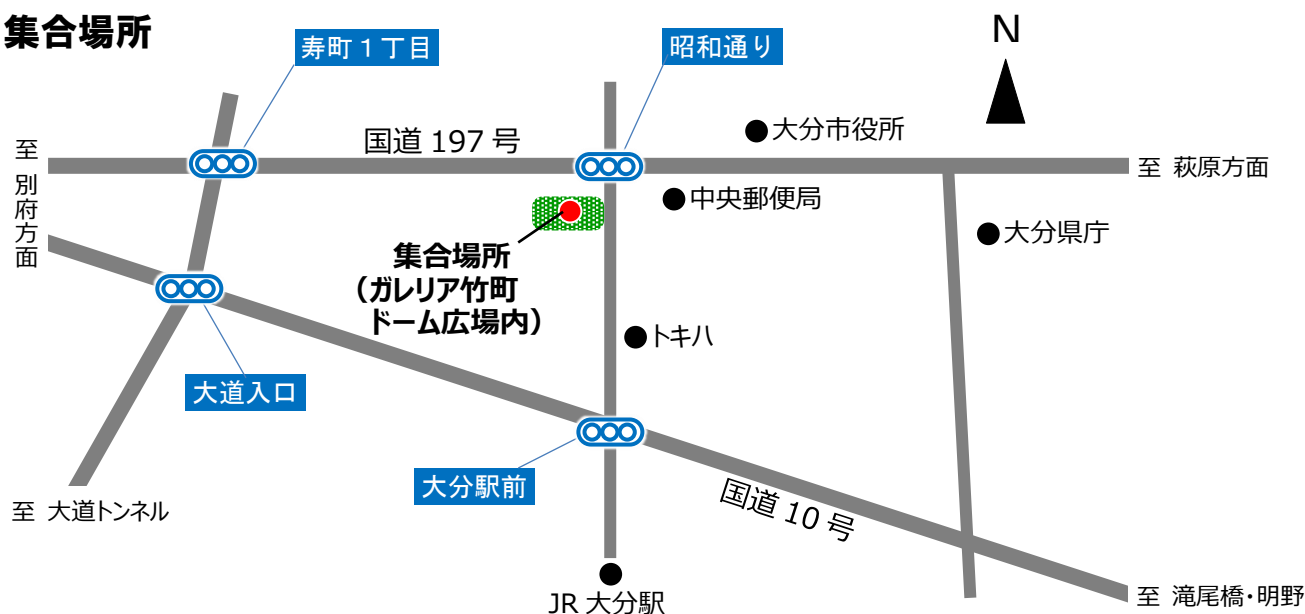
大分労働局労働基準部賃金室

- 1 改正される大分県最低賃金を県民に広く周知し、事業場で労働者を雇用する場合の最低賃金額以上での支払いを確保するためのものである。
- 2 実施日等
 - (1) 実施日時 令和8年11月4日(水) 16時30分から17時40分頃まで (雨天決行)
 - (2) 実施場所 ガレリア竹町ドーム広場 [大分市中央町1丁目]
 - (3) 集合場所 同上 (下図参照)
 - (4) 集合時刻 16時30分
 - (5) 出席者 大分労働局長ほか大分労働局職員3名
大分県立大分南高等学校書道部 学生、教諭
- 3 タイムスケジュール
 - 16:30 ガレリア竹町ドーム広場に集合、点呼、のぼり旗等設置確認
 - 17:00 大分労働局長挨拶
 - 17:05 高校書道部パフォーマンス開始
 - 17:25 大分労働局職員の掛け声で通勤者などに広報資料を配布開始
 - 17:40 見込 広報資料300部がなくなり次第終了
- 4 報道関係者への対応
当日、現地で労働局長が取材に応じる。
- 5 担当課 大分労働局労働基準部賃金室

取材申込期限	電話番号	担当
前日まで	097-536-3215	高野、徳部

※事前申込がなくても当日取材可能。

集合場所



確認
OK?

最低賃金

働く人も、
雇う人も、
忘れずに。

最低賃金は、働くすべての人の時間額を保障する制度です。

大分県 最低賃金

令和8年
11月1日_{から}
時間額

1,096円

前年比
61^{UP}円

月給の人も日給の人も自分の時間額を計算してみよう



時間額を計算して、最低賃金と比較しよう!



「最低賃金制度」は、年齢やパート・学生などの働き方の違いにかかわらず、働くすべての人に適用されます。確認したい賃金(※1)と勤務地の都道府県の最低賃金額(時間額)を比較表に記入して、比較してみましょう!(※2)

最低賃金額との比較方法

あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。(※2)

A 時間給の方

時間給		円	≥	最低賃金額(時間額)		円
-----	----------------------	---	---	------------	----------------------	---

B 日給の方

日給		円	÷	1日の平均所定労働時間		時間	=	時間額		円	≥	最低賃金額(時間額)		円
----	----------------------	---	---	-------------	----------------------	----	---	-----	----------------------	---	---	------------	----------------------	---

C 月給の方

月給		円	÷	1か月の平均所定労働時間		時間	=	時間額		円	≥	最低賃金額(時間額)		円
----	----------------------	---	---	--------------	----------------------	----	---	-----	----------------------	---	---	------------	----------------------	---

D 上記 A、B、C が組み合わさっている方

例えば、基本給が日給で各手当(職務手当など)が月給の場合

- ① 基本給(日給)→ B の計算で時間額を出す
- ② 各手当(月給)→ C の計算で時間額を出す
- ③ ①と②を合計した額 ≥ 最低賃金額(時間額)

(※1) 最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。

① 臨時に支払われる賃金(結婚手当など) ② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など) ③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など) ④ 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など) ⑤ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など) ⑥ 精進手当、通勤手当および家族手当

(※2) 詳細な計算方法や、歩合給の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ

業務改善助成金

最大600万円を助成

中小企業事業者の皆さん!

賃金引上げを支援する「業務改善助成金」を活用しましょう!

業務改善助成金とは? 「業務改善助成金」は、生産性向上に資する設備投資を行いつつ「事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。設備投資などを行った場合、支給の要件に応じてその費用の一部を助成します。

業務改善助成金コールセンター

詳しくは、こちら

☎ 0120-366-440

業務改善助成金 検索



支給の 主な要件

✓ 事業場内最低賃金が、令和8年度地域別最低賃金未満であること

✓ 事業場内最低賃金の引上げ

✓ 引上げ後の賃金額の支払

✓ 生産性向上に資する機器・設備などの導入

✓ 解雇、賃金引下げ等の不交付事由がないこと

設備投資等に要した費用の一部を助成

助成金 支給までの流れ



1 交付申請書・事業実施計画などを、事業場がある都道府県労働局に提出



審査

2

交付決定後、提出した計画に沿って事業実施



3

実施結果報告書・支給申請書を労働局に提出



審査

4



支給

WEBで
確認!

最低賃金に関する特設サイト

最低賃金 特設サイト 検索



最低賃金に関するお問い合わせは大分労働局または最寄りの労働基準監督署へ

大分労働局 検索



賃金引上げ特設ページ

賃金引上げに向けた支援等を掲載しています。

賃金引上げ特設ページ 検索



専門家による
無料相談を
実施

賃金引上げにお悩みの方は働き方改革推進支援センターにご相談ください。

詳しくは、こちら

働き方改革推進支援センター

検索

働き方改革
推進支援
資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む事業者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。

詳しくは、こちら

働き方改革推進支援資金

検索

リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。
(R8.9)